

平成24年度

産業界のニーズに対応した
教育改善・充実体制整備事業

公募要領

平成24年6月

文部科学省

目 次

1	事業の目的	1
2	事業の概要	
	(1) 対象となる事業	1
	(2) 大学グループの構成	2
	(3) 事業の規模、補助期間及び選定件数	3
	(4) 申請者等	3
	(5) 成果の把握及び評価	4
3	選定方法等	4
4	要件違反等	
	(1) 形式的要件違反	5
	(2) 申請要件違反	5
	(3) 申請内容の重大な誤謬等	5
5	申請に当たっての留意事項	
	(1) 申請書提出先	5
	(2) 申請内容等チェックシートによる確認	5
	(3) 申請手続	6
6	公表等	6
7	計画及び参加大学の見直し	7
8	その他の留意事項	
	(1) 選定結果の通知	7
	(2) 取組に対する経費措置	7
9	問い合わせ先	8

1 事業の目的

[目的]

本事業は、産業界のニーズに対応した人材育成の取組を行う大学・短期大学（以下「大学等」という。）が、地域ごとに共同して地元の企業、経済団体、地域の団体や自治体等（以下「産業界等」という。）と産学協働のための連携会議を形成して以下のような取組を実施することにより、社会的・職業的に自立し、産業界のニーズに対応した人材の育成に向けた取組の充実が図られるよう国として支援し、幅広い職業人養成に比重を置く大学の機能別分化に資することを目的としています。

- ① 地域における大学等がグループを形成し（以下「大学グループ」という。）、大学グループと産業界等との間に産学協働のための連携会議を設置し、大学グループ全体の取組体制の整備や質の向上を図る。
- ② ①の大学グループ内では、大学間で連携して取り組むテーマ（以下「取組テーマ」という。）を複数設定し、大学間と産業界等の協働の下で取組の推進にあたる。
- ③ ②の推進のため、産学協働のための連携会議では、地域における産業界等の人材ニーズの把握、大学グループの取組の発展・充実に向けた産業界等との協力体制の構築の検討や、取組テーマ毎の成果の共有、グループ内外の大学・地域等に対する広報・啓発等を広く実施する体制を構築する。

2 事業の概要

(1) 対象となる事業

- 産業界のニーズに対応した人材育成の取組を行う国公私立大学及び短期大学（私立とは、設置者が学校法人のものに限ります。）同士が以下の視点を踏まえ、地域の産業界等と一体となった人材育成や、産業界等の大学に対するニーズを踏まえた取組を対象とします。
 - ◆大学グループの形成：3年間という限られた期間で産業界のニーズに対応した教育の改善・充実の取組を進めるため、学生の社会的・職業的自立に向けた産学協働の取組を現在実施している大学・短期大学が地域において構成するグループであること。
 - ◆産業界等との連携：大学グループに参加する大学等及び産業界等との間で産学協働のための連携会議の設置に向けた基本的な理解が得られていること。
 - ◆取組テーマの設定：大学グループ内の大学間で共通して取り組むテーマを設定し、産業界等と協働して取組を実施する体制を構築すること。
- 他の補助金等による経費措置を受けている連携取組あるいは他の補助金等に申請（予定を含む。）している連携取組と同一又は類似の連携取組を申請することはできません。

- 本事業では、社会的・職業的に自立し、産業界のニーズに対応した人材の育成に向けた教育の改善・充実が図られるような取組を、支援期間終了後も含め、自律的に実施できる大学により構成されるグループを支援の対象としています。なお、グループ内の個々の大学等が単独かつ独自で行う取組や、特定の資格の取得や検定試験対策を目的とした取組及び個々の学生への就職支援のみを実施している事例等は本事業の対象として想定しておりませんのでご留意願います。

(2) 大学グループの構成

(大学グループの構成・規模)

- 本事業では、学生の卒業後の動向を考慮し、ある程度広域の地域内で大学等がグループを構成し、産業界等のニーズに対応した教育改善・充実体制を整備することを目的としています。このため大学グループは、原則として次項目に示した地域内で、一つの都道府県域を超えた、より広い地域の大学間の連携によって構成するものとします。
- 本事業で想定している地域は、北海道・東北、関東甲信越、中部（東海・北陸）、近畿、中国・四国、九州・沖縄の6地域です。
- 大学グループを構成する大学等の数については、15～25校程度とし、構成大学等による実質的な連携事業が行われることが必要です。また1大学が参加できる事業は1グループのみとします。なお、社会的・経済的に隣接地域との繋がりがより強い大学等については、その大学等の所在する地域ではなく、隣接する地域のグループに参加することも可能です。
- 大学グループは、産業界等との連携・協力体制を構築するとともに、参加する各大学の特色を活かし、以下に例示するような取組テーマを産業界等との協働の下で複数実施し、その成果を共有することにより、各大学等における教育の改善・充実を推進するとともに、産業界等のニーズに対応した人材が育成される取組となるよう工夫してください。

(取組テーマの種類(例))

- ・産学連携による教育改善（実務家教員の採用、教材の共同開発、教育内容の改善充実 等）
- ・評価・指導方法の改善充実（ポートフォリオやルーブリック等の活用による学生の学修評価の改革 等）
- ・共通プログラムの開発（共同の教育プログラムの実施、学生の社会的・職業的自立に関する教育資源の共同利用 等）
- ・インターンシップの高度化（単なる職業体験にとどまらない、産業界で必要な知識や技術を身につけさせるためのインターンシップの共同開発 等）
- ・特定分野による連携（特定分野における人材育成プログラムの共同開発 等）
- ・特定地域による連携（グループ内の特定の地域の大学と産業界等との連携による、より地域のニーズに特化した取組 等）

※ 上記はあくまでも参考例（イメージ）であり、上記の取組に限定されるものではありません。また上記取組を計画している大学グループが、優先的に選定されるものでもありませんのでご留意ください。

- 取組テーマは、大学グループに参加する各大学において既に実施実績のある取組に基づいて設定することも可能ですが、本事業の趣旨・目的を踏まえ、これまでの成果を基に取組内容をさらに発展・充実させる必要があります。

(3) 事業の規模、補助期間及び選定件数

(事業の規模)

- 補助金基準額 250,000千円程度 (1グループ/年間)
補助金上限額 22,000千円程度 (幹事校/年間)
12,000千円程度 (連携校/年間)

- 各大学の事業規模が補助金上限額を超える場合、補助金上限額との差額は自己収入等の経費により各大学で負担することとなります。なお、補助金基準額については、大学グループの規模や予算の範囲内で調整する場合があります。また、次年度以降の補助金交付額については、予算の状況により減額する場合があります。

(補助期間)

補助期間は、最大3年間です。

(選定件数)

選定件数は、9件程度とします。ただし、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。

(4) 申請者等

- 本事業の事業者は事業を申請する大学（以下「幹事校」という。）の設置者、申請者は幹事校の学長です。本事業は、大学間が相互に連携して産業界等と協働する取組を対象としていることから、単独の大学の申請はできません。
- 幹事校は、これまで大学改革推進等補助金への採択経験がある等、国庫補助事業に対して十分な業務経験を有しているとともに、連携する大学（以下「連携校」という。）への補助金の配分や、事業に対する文部科学省からの照会に対応できるよう、十分な事務能力を有していることが必要です。
- 申請は、連携校のうちの一校が幹事校となっていくますが、申請時点ですべての連携校の長の了解を得ていることが必要です。申請時点で了解を得ていない場合は、本事業に申請することはできません。また、産業界等についても申請する事業に対する連携について基本的な理解を得ることが必要となります。
- 幹事校、連携校にかかわらず、一つの大学が申請できる件数は1件までとします。

- 選定された場合は、大学改革推進等補助金(大学改革推進事業)取扱要領に基づき、連携校において本事業を共同で実施する旨の協定をすみやかに締結し、幹事校の学長から文部科学大臣宛に提出してください。
- 取組の単位は以下のとおりです。それ以外（大学院、高等専門学校、短期大学の専攻課程、専攻科及び別科）の取組については申請することはできません。
 - 【大学】 大学全体、学部で行う取組（複数の学部も可能）
 - 【短期大学】 短期大学全体、学科で行う取組（複数の学科も可能）
- 下記に該当する大学は申請（幹事校、連携校を問わない。）することはできません。
 - ・ 学生募集停止中もしくは平成25年度以降の学生募集停止が決定している大学
 - ・ 平成22年度及び23年度に大学改革推進等補助金により補助を受けた事業において補助金の不正使用が行われ、文部科学省より交付決定の取消(一部を含む)を命じられたことのある大学
 - ・ 平成23年度私立大学等経常費補助金において、同補助金取扱要領の規定に基づき、管理運営不適正等のため減額措置を受けている学校法人の設置する大学

(5) 成果の把握及び評価

- 本事業を通じた産業界のニーズに対応した人材育成について、各年度終了後や、取組期間終了時等においてその成果を客観的に把握・確認ができるよう、事業初年度（現在の状況）から、各地域グループにおいて達成しようとする目的などを総合的に勘案して、教育改善・充実に関する指標（産業界等からの意見の教育内容への反映状況、本事業に参加した企業や学生（卒業生を含む）自身による評価 等）を設定の上、教育改善・充実に関する状況の把握・蓄積等を行ってください。
- 各年度終了時の取組達成状況については翌年度の補助金の交付申請時に提出を求めるとし、補助期間中の目標達成が著しく困難であると判断される場合等によっては、計画の変更、あるいは補助金の減額・打ち切りを行うことがあります。
- 支援期間終了後に評価を実施します。実施に当たっては、評価実施までの取組の検証を踏まえた後年度の事業計画及び補助期間終了後の将来計画・目標等の提出を求めます。

3 選定方法等

本事業の選定のための審査は、大学運営、キャリア教育及び産業界における人材育成等に経験及び知見を有する有識者・専門家等で構成される「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業委員会（以下「委員会」という。）において審議の上選定します。

なお、選定の過程で委員会による面接審査を行うことがあります。面接審査を行う際は、対象となった申請校に対して、別途、委員会よりその旨を案内します。

詳細は別添「平成24年度産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業審査要項」をご覧ください。

4 要件違反等

(1) 形式的要件違反

公正な審査を行うため、以下の形式的要件違反があった場合は審査対象外とします。申請時には十分注意してください。

- ① 申請書等の作成・記入要領で定める書式と異なる場合
- ② 各様式の規定ページ数を超過した場合（超過の分量を問わない）
- ③ 指定外の資料を添付した場合（添付の分量を問わない）

(2) 申請要件違反

公正な審査を行うため、以下の要件違反があった場合は審査対象外とします。申請時には十分注意してください。

- ① 大学グループを作らない、単独の大学、短期大学による申請
- ② 大学グループが審査対象外となる場合
 - ・ 大学院研究科、専攻科及び別科の取組が中心となる大学グループによる申請
- ③ 大学グループ内の個別の大学が審査対象外となる場合
 - ・ 大学院研究科、専攻科及び別科が取組の中心となる大学
 - ・ 幹事校、連携校を問わず、2件以上の申請に加わっている大学

(3) 申請内容の重大な誤謬等

申請書に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや記載漏れ、または虚偽の記載等があった場合は審査対象外とします。申請時には十分注意してください。また、選定後においても申請書類の虚偽の記載等が判明した場合は選定が取り消されることがあります。

5 申請に当たっての留意事項

(1) 申請書の作成

「平成24年度 産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業申請書類等作成・提出について」に基づき、本事業の背景・目的を十分に踏まえて、所定の様式で申請書を作成し、幹事校の学長から文部科学大臣あてに申請してください。

(2) 申請内容等チェックシートによる確認

要件違反等の防止のため、申請前に「申請内容等チェックシート」による確認作業を行うとともに、確認後の「申請内容等チェックシート」を申請書に併せて提出してください。

(3) 申請手続

申請書類等は、以下の提出先へ提出期間内必着で持参もしくは、郵送で送付してください。なお、提出期間内に申請書類等が提出されない場合は、審査対象外とします。

【提出期間】平成24年7月23日(月)～平成24年7月25日(水) 18時までに必着。

【提出書類】

1. 平成24年度「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」申請提出書
..... 1部
2. 平成24年度「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」申請書
①両面印刷穴あけ・一部ずつファイル等で製本..... 25部
②片面印刷(印刷原稿用)..... 1部
3. 平成24年度 産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業申請カード
..... 1枚
4. 上記関係の書類を保存したCD-RW..... 1枚
5. 平成24年度 産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業申請内容等
チェックシート..... 1部

【持参先】東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局専門教育課教育振興係(14階)

【郵送先】〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省高等教育局専門教育課教育振興係 宛

※梱包箱等に「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業申請書」と朱書きしてください。

※郵送等の場合は、配達が可能である方法(特定記録、小包、簡易書留等)で余裕を持って期日までに発送してください。

6 公表等

- 募集締切後、申請大学等名及び取組名称を公表します。また、選定された取組については、内容等についても公表する予定です。
- 本事業の趣旨・目的を踏まえ、選定された大学は、自ら選定取組の内容、経過、成果等を各大学のWebサイト等を活用し積極的かつ継続的に社会へ情報提供を行っていただくことを義務付けます。
- 文部科学省において、事例集や報告集の作成、フォーラムの開催を行う場合がありますのであらかじめ御了承ください(これらの作成、開催にあたっては、選定された各大学に参加していただきます。)。その際、作成した事例集等に関する著作権は文部科学省に帰属するものとします。

- 大学教育改革の推進の一環として本事業計画の実施状況の確認とともに、審査・評価等の方法の改善等のために、選定を行った取組を対象に、取組の財政支援期間終了後に状況調査等を行い、広く社会に情報提供することを予定しています。

7 計画及び参加大学の見直し

- 選定された場合でも、委員会の意見等を踏まえ、取組計画の内容等について修正を求めることがあります。

- 連携する大学の事業が本事業の目指す効果が十分に得られないと判断される場合や、大学として自律的に事業の運営がなされておらず、支援期間終了後の継続的な実施が充分期待できない場合及び以下に挙げるような事例が見られる場合は参加の見直しを求めることがあります。
 - ① 2（4）で挙げた、申請対象として不適格である事例に該当する場合
 - ② 学生の社会的・職業的自立のための取組の実績が不十分であると判断された場合
 - ③ 大学グループの取組と離れた、独自の取組に重点を置いている場合
 - ④ 個々の学生への就職指導や資格試験対策等、本事業の対象として想定していない取組である場合
 - ⑤ その他、大学が実施する取組として不適切と認められる場合

8 その他の留意事項

(1) 選定結果の通知

選定された大学グループには、幹事校の学長あて選定結果を通知します（9月上旬頃を予定）。

(2) 取組に対する経費措置

選定された取組に対して、国公立を問わず「大学改革推進等補助金」による経費措置を行うことを予定しています。

ただし、選定された取組が国公立を通じた大学教育改革支援プログラム又は他の補助金等により経費措置（以下、「他の経費措置」という。）を受けている場合は、重複補助を避けるため、本事業として経費措置を受けることはできません。

取組を申請する場合は、他の経費措置を受けて行っている事業との区分など十分整理した上で、事業内容及び資金計画（取組に係る経費）を作成してください。

9 問い合わせ先

《問い合わせ先》

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省 高等教育局 専門教育課 教育振興係
電 話：03-5253-4111（内4750）

《スケジュール》

○個別相談

（公募に関するご相談は、申請期間中随時受付しております。詳細につきましては上記担当あてにお問い合わせください。）

○面接審査（実施しない場合がある）

平成24年8月下旬頃

○選定結果の通知（予定）

平成24年9月上旬頃